

第1章 概要

1. 福祉用具購入費概要

介護を必要とする人が、住み慣れた自分の家で安全に生活できるように、入浴や排泄に用いる福祉用具のうち、一定の基準を満たすもの（特定福祉用具・特定介護予防福祉用具。以下「福祉用具」という。）を都道府県の指定を受けた事業所（特定福祉用具販売事業所）から購入した場合、介護保険の給付を受けることができます。

1) 介護保険の福祉用具購入を利用できる人

京田辺市の介護保険被保険者で、要支援1・2又は要介護1～5の認定を受け、在宅で生活している人。

2) 介護保険の給付対象となる福祉用具の種類

	種 目	機 能 又 は 構 造
(1)	腰掛便座	<p>次のいずれかに該当するものに限る。</p> <p>① 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの（腰掛式に変換する場合に高さを補うものを含む。）。</p> <p>② 洋式便器の上に置いて高さを補うもの。</p> <p>③ 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの。</p> <p>④ 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（水洗機能を有する便器を含み、居室において利用可能であるものに限る。）。</p> <p><u>なお、設置に要する費用については給付の対象になりません。</u></p>
(2)	自動排泄処理装置の交換可能部品	<p>自動排泄処理装置の交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等）のうち尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの。</p> <p><u>ただし、専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの及び専用パンツ、専用シーツ等の関連製品は除く。</u></p>
(3)	排泄予測支援機器 ※1	<p>利用者が常時装着した上で、膀胱内の状態を感じ、尿量を推定するものであって、一定の量に達したと推定された際に、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に自動で通知するもの。</p> <p><u>ただし、専用ジェル等装着の都度、消費するもの及び専用シート等の関連製品は除く。</u></p>

(4)	入浴補助用具	<p>座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であって、次のいずれかに該当するものに限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 入浴用いす 座面の高さが概ね35センチメートル以上のもの又はリクライニング機能を有するもの。 ② 浴槽用手すり 浴槽の縁を挟み込んで固定することができるもの。 ③ 浴槽内いす 浴槽内に置いて利用することができるもの。 ④ 入浴台 浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にすることができます。 ⑤ 浴室内すのこ 浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるもの。 ⑥ 浴槽内すのこ 浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うもの。 ⑦ 入浴用介助ベルト 居宅要介護者等の身体に直接巻き付けて使用するものであって、浴槽への出入り等を容易に介助することができるもの。
(5)	簡易浴槽	<p>空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないもの。</p> <p>「空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるもの」とは、硬質の材質であっても使用しないときに立て掛けること等により収納できるものを含む。なお、居室において必要があれば入浴が可能なものに限られる。</p>
(6)	移動用リフトのつり具の部分	身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なもの。
(7)	スロープ <u>貸与の選択可</u> ※2	<p>段差解消のためのものであって、取付けに際し工事を伴わないもの。</p> <p>主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないものをいい、便宜上設置や撤去、持ち運びができる過般型のものは除く。</p>
(8)	歩行器 <u>貸与の選択可</u> ※2	<p>歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、四脚を有し、上肢で保持して移動させることができるもの。</p> <p>脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式又は交互式歩行器をいい、車輪・キャスターが付いている歩行車は除く。</p>
(9)	歩行補助つえ <u>貸与の選択可</u> ※2	カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。

※1 給付対象となる利用者や、事業者が事前に確認すべき事項等は、次のア～イの国の通知に従うことにしてください。

ア 令和4年3月31日 老高発0331 第3号「介護保険の給付対象となる排泄予測支援機器の留意事項について」

イ 令和4年3月31日 事務連絡「介護保険制度の福祉用具・住宅改修に係るQ&Aの送付について」

また、販売前に一定期間の試用を行うとともに、給付の可否についてあらかじめ介護保険課に相談してください。

購入後についても、継続的な支援が必要と考えられる場合には訪問の上、利用方法の支援をしてください。

※2 利用者負担を軽減し、制度の持続可能性の確保を図るとともに、福祉用具の適時・適切な利用、安全を確保する観点から、一部の用具について貸与と販売の選択制を導入されました。

そのため、選択するに当たっては利用者への十分な説明と多職種の意見や利用者の身体状況等を踏まえた提案などを行ってください。

3) 福祉用具購入の保険給付

介護保険では、同一年度（4月1日から翌年3月31日まで）に、福祉用具購入にかかる費用10万円までについて、1割～3割の利用者負担で購入することができます。

なお、同一種目の福祉用具の購入はできません。

※ 福祉用具の破損や、要介護者等の介護の必要の程度が著しく高くなった等、特別の事情がある場合は支給対象として認められることがありますので、介護保険課にご相談ください。

2. 京田辺市の特定福祉用具販売事業所一覧

事業所名	住所	連絡先
株式会社フロンティア 京田辺営業所	京田辺市薪西沢12-3 リアネスビル1階	64-6721
株式会社愛安住 京都営業所	京田辺市田辺蕪木22-17	68-1815

第2章 償還払い

償還払いとは、

利用者が費用の全額をサービス提供事業者にいったん支払い、その後申請することにより、保険者である京田辺市から、保険給付分の償還（払い戻し）を受けることです。

1. 福祉用具購入費の利用の流れ

- ① 要介護認定を申請し、要支援1・2又は要介護1～5の認定を受ける。



居宅介護支援事業者等に「福祉用具購入費理由書」の作成を依頼する。

- ② (ケアプラン作成依頼をしている場合は、担当のケアマネジャーに依頼してください。)
担当のケアマネジャーがない場合は、都道府県の指定を受けた事業所の福祉用具専門相談員に福祉用具購入費理由書の作成を依頼してください。



- ③ 福祉用具を都道府県の指定を受けた事業所から購入し、領収書及び購入した福祉用具のパンフレット等を受け取る。



- ⑤ 介護保険課に福祉用具購入費の支給申請をする（提出書類は6ページ参照）。
【様式第18号（第14条関係）、様式第18号の2（第14条関係）】



- ⑥ 市が申請内容等を審査後、福祉用具購入費を支給します。（指定口座へ振込み）

2. 申請に必要な書類

提出書類		注意事項
1	介護保険居宅介護 (介護予防) 福祉用具 購入費支給申請書 【様式第18号(第14条関係)】	<p>① 振込口座は原則として被保険者の口座とすること。 ゆうちょ銀行を指定する場合は、3桁の漢数字の支店番号が必要です。</p> <p>② 被保険者証等を参考に正確に記入すること。</p>
2	介護保険居宅介護 (介護予防) 福祉用具 購入費理由書 【様式第18号の2(第14条関係)】	<p>① 居宅サービス計画の写し等の添付により省略が可能ですが、その際も必ず本様式をご提出ください。</p> <p>② 身体状況に基づく理由について、具体的に記入すること。</p> <p><u>〈選択制の福祉用具を購入する場合に理由書へ追記する内容〉</u></p> <p>① 介護支援相談員や福祉用具専門相談員が利用者に貸与と購入のメリットとデメリットを説明したかどうかについて</p> <p>② 購入の選択にあたり、医師や専門職の意見をいただいているかについて</p> <p>③ サービス担当者会議において医師や専門職の所見等をふまえた提案について</p> <p>④ 提案をふまえた利用者の貸与と購入の選択について</p>
3	領収書	<p>① 宛名は被保険者の氏名とすること。</p> <p>② 商品名等が記載されていること。</p> <p>③ 収入印紙が適切に添付してあること。</p> <p>④ レシートは不可。</p> <p>⑤ 原本を提出すること(写しは不可)。原本は、償還払申請済印を押印後返却します。</p>
4	パンフレット等	<p>① 商品名・規格・写真・製造事業者名・定価が記載されていること。</p> <p>② 特注品などパンフレットが添付できない場合は、購入した福祉用具の写真と、材質・サイズ・製造事業者名を記載した図面等を添付してください。</p> <p>③ 以前購入した福祉用具が破損し、再度同一種目の用具を購入しなければならない場合は、前回購入した用具の破損箇所が分かる写真を添付してください。</p>
5	医学的所見が分かる書類 (排泄予測支援機器申請時のみ)	<p>確認方法は以下のいずれかです。(膀胱機能の確認ができる内容であること)</p> <ul style="list-style-type: none"> • サービス担当者会議などにおける医師の所見 • 介護支援専門員が聴取した居宅サービス計画等に記載する医師の所見 • 福祉用具専門員が聴取した福祉用具サービス計画書に記載する医師の所見 • 個別に取得した医師の診断書 • 介護認定審査における主治医の意見書

6	<p>排泄予測支援機器 確認調書</p> <p>※京田辺市ホームページに様式 を掲載しています (排泄予測支援機器申請時のみ)</p>	<p>確認調書を作成する前に、以下の内容について確認すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用の目的を理解して、トイレでの自立した排尿を目指す意志があるか ・常時装着して利用することが可能であるか ・利用者やその介助者が通知を理解でき、トイレまでの移動や誘導が可能であるか <p>※ 認定調査票の調査項目「2-5 排尿」の直前の結果が、「1. 介助されていない」又は「4. 全介助」の者については、原則として給付しないものとします。</p>
---	---	--

第3章 受領委任払い

受領委任払いとは、
被保険者（利用者）の支払を、始めから1割～3割分で済むようにすることで、
被保険者の一時的な負担を軽減するための制度です。残りの費用は、被保険者の
委任に基づき、京田辺市から受領委任払い登録事業者（サービス提供事業者）に
直接支払われます。

1. 福祉用具購入費の利用の流れ

- ① 要介護認定を申請し、要支援1・2又は要介護1～5の認定を受ける。



居宅介護支援事業者等に「福祉用具購入費理由書」の作成を依頼する。

- ③ (ケアプラン作成依頼をしている場合は、担当のケアマネジャーに依頼してください。)
担当のケアマネジャーがない場合は、都道府県の指定を受けた事業所の福祉用具専門相談員に福祉用具購入費理由書の作成を依頼してください。



- ④ 福祉用具を都道府県の指定を受けた事業所から購入し、自己負担分を支払い、領収書及び購入した福祉用具のパンフレット等を受け取る。



- ⑤ 介護保険課に福祉用具購入費の支給申請をする（提出書類は9ページ参照）。
【様式第4号（第6条関係）、様式第18号の2（第14条関係）】



- ⑥ 市が申請内容等を審査後、事業所に福祉用具購入費が支払われます。

2. 申請に必要な書類

提出書類		注意事項
1	介護保険居宅介護 (介護予防) 福祉用具 購入費支給申請書 【様式第4号(第6条関 係)】	<p>① 給付費の受取りを被保険者から委任されていること。</p> <p>② 給付費の受取人欄に事業所名を正確に記入し押印すること。</p> <p>③ 被保険者証等を参考に正確に記入すること。</p> <p>重要給付費は事業者登録の際に届出のあった金融機関口座へ振り込まれます。変更がある場合は、速やかに市役所へ届け出てください。変更の届出が無い場合は、支払いが遅れることがあります。</p>
2	介護保険居宅介護 (介護予防) 福祉用具 購入費理由書 【様式第18号の2(第1 4条関係)】	<p>① 居宅サービス計画の写し等の添付により省略が可能ですが、 その際も必ず本様式はご提出ください。</p> <p>② 身体状況に基づく理由について、具体的に記入すること。</p> <p>〈選択制の福祉用具を購入する場合に理由書へ追記する内容〉</p> <p>① 介護支援相談員や福祉用具専門相談員が利用者に貸与と購入のメリットとデメリットを説明したかどうかについて</p> <p>② 購入の選択にあたり、医師や専門職の意見をいただいている かについて</p> <p>③ サービス担当者会議において医師や専門職の所見等をふまえた提案について</p> <p>④ 提案をふまえた利用者の貸与と購入の選択について</p>
3	領収書 〔 被保険者自己負担分の領 収書が必要です。 〕	<p>原本を提出すること(写しは不可)。</p> <p>被保険者負担分の領収書が必要です。</p> <p>領収書の原本は、受領委任払申請書印を押印後返却します。</p>
4	パンフレット等	<p>① 商品名・規格・写真・製造事業者名・定価が記載されてい ること。</p> <p>② 特注品などパンフレットが添付できない場合は、購入した福 祉用具の写真と、材質・サイズ・製造事業者名を記載した図面 等を添付してください。</p> <p>③ 以前購入した福祉用具が破損し、再度同一種目の用具を購 入しなければならない場合は、前回購入した用具の破損箇所 が分かる写真を添付してください。</p>
5	医学的所見が分かる 書類 (排泄予測支援機器申請 時のみ)	<p>確認方法は以下のいずれかです。(膀胱機能の確認ができる内容 であること)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス担当者会議などにおける医師の所見 ・介護支援専門員が聴取した居宅サービス計画等に記載する 医師の所見 ・福祉用具専門員が聴取した福祉用具サービス計画書に記載 する医師の所見 ・個別に取得した医師の診断書 ・介護認定審査における主治医の意見書

6	<p>排泄予測支援機器 確認調書</p> <p>※京田辺市ホームページ に様式を掲載しています (排泄予測支援機器申請 時のみ)</p>	<p>確認調書を作成する前に、以下の点について確認してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用の目的を理解して、トイレでの自立した排尿を目指す意志があるか ・常時装着して利用することが可能であるか ・利用者やその介助者が通知を理解でき、トイレまでの移動や誘導が可能であるか <p>※ 認定調査票の調査項目「2－5 排尿」の直前の結果が、「1. 介助されていない」又は「4. 全介助」の者については、原則として給付しないものとします。</p>
---	--	---

4. 受領委任払いに係る事業者登録手続き

- ① 市に介護保険福祉用具購入費受領委任払に係る登録届出書（様式第1号）及び介護保険福祉用具購入費受領委任払に係る取扱誓約書（様式第2号）を提出する。



市による書類の確認後、受領委任払に係る届出書（様式第1号）の写しが届く。

- ※ 受領委任払に係る届出書（様式第1号）に市受付印を押印し、登録番号を記入後、
② コピーしたものをお返しします。給付費の請求の際に、介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書（様式第4号（第六条関係））に登録番号を記入していただきますので、大切に保管してください。



- ③ 登録完了。



- ④ 受付印の日付以降で受領委任払いによる福祉用具の販売が可能。

第4章 資料編

介護保険福祉用具購入費の様式については、

京田辺市ホームページ（<http://www.kyotanabe.jp/0000000447.html>）からも
ダウンロードできます。